

子育て支援者の規範的論理

—子育ての社会化と親役割規範に着目して—

○ 和光大学 氏名 一瀬早百合 (会員番号 5477)

キーワード：子育て支援者 子育ての社会化 子育て親規範

1. 研究目的

2005年に初めて「子育ての社会化」という言葉を用いて、「子育てが家族の責任だけで行われるのではなく、社会全体にとって『子育ての社会化』が重要である」と国民生活白書において提言された。2015年には子ども子育て支援法が創設され子育てに関する様々な支援事業が整備され、2023年には子ども家庭庁が新たに設立され「子育ての社会化」は推進されていると考えられる。一方「子育ての社会化」を親に一番近い立場で実践する子育て支援者が子育ての責任を家族に帰属する「子育て私事論」の参照し、場面に応じて「子育ての社会化」という相反する論理を併存させる二重化状況に着目する重要性が指摘されている(松木 2013)。また、社会的な規範やアンコンシャス・バイアスが親の子育て支援の利用を阻んでいることを示唆する研究(中坪・木戸・加藤・石野, 2019)もなされている。そこで本研究では、新たな子育てシステムにおける保育所および子育て支援事業を担う子育て支援センターの子育て支援者の規範的論理を明らかにすることを目的とする。特にこれまでの研究で指摘されている親役割と子育ての社会化という二重の規範的論理に着目する。加えて障害児の親役割規範は定型発達児のものとは異なる位相があるかもを検討する。

2. 研究の視点および方法

調査対象者は関東圏の政令指定都市 A 市および B 市の公立保育所、私立保育所、小規模保育事業所、無許可保育所、地域子育て支援拠点事業において、保育士等の子育て支援を実践している人に調査協力を依頼した。

質問項目の作成は、30年以上の臨床経験を有する社会福祉学者をはじめとする著者らが、先行研究における項目を手がかりに、規範的論理をなるべく幅広く捉えることに留意しつつ行なった。「地域社会全体で子育てをする家庭を支えていくのは当然である」などとする「子育ての社会化」、「親は子どもとの時間を最優先するべきである」などとする「子育て親規範」、「障害児の親の親役割」「障害児の子育ての社会化」を軸に 28 項目が作成された。調査対象者にこの 28 項目について、どの程度同意するかたずね、「まったくそう思わない(1)」から「非常にそう思う(5)」の 5 件法で回答を求めた。質問紙票を当該自治体 A 市の所管部局より対象機関に調査協力依頼をした上で、保育所または子育て支援関連機関に郵送した。調査は 2023 年 5 月～8 月に実施した。

3. 倫理的配慮

和光大学、追手門学院大学の研究倫理委員会の承認を得て調査を実施した。調査依頼にあたっては調査協力が任意であることを十分に説明し、回答と提出をもって研究協力に同意したものとみなした。本研究は共同研究であり投稿内容について共同研究者の承諾を得ている。本報告に関連し開示すべき COI 関係にある企業等はありません。

4. 研究結果

返送された 1146 名のデータのうち無効回答のない 1051 名（女性 977 名（93.0%）、男性 40 名（3.8%）、その他 3 名（0.3%））のデータを分析対象とした。所属は、公立保育所が 333 名（31.7%）、私立保育所が 500 名（47.6%）、地域子育て支援拠点事業所が 141 名（13.4%）、小規模保育事業所が 64 名（6.1%）、無許可保育所が 13 名（1.2%）であった。子育て支援の経験年数が 10 年以上 20 年未満の者が 30.2%、20 年以上の者が 28.7%を占めた。保育士の資格を持つ者が 88.3%、幼稚園教諭の資格を持つ者が 59.6%を占めた。

子育ての社会化に関する質問「子どもは親だけでなく、祖父母や近隣・子育て支援者など多くの人のかかわりによって健全に育つことができる」95.1%「社会は子育てしている親に十分なリフレッシュや自由な時間を用意する必要がある」76.8%であり、おおむね支持されていた。一方、子育て親規範に関する質問「親は子育てに関して最終的な責任をもつべきである」に 86.6%が支持、「親は、自ら子どもの世話をしなくても、保育や預け先の調整をすることで親役割を果たすことができる」には 59.7%が不支持であった。

障害児の親の親役割の質問では「障がいのある子どもの親は、子どもの障がい特性に応じたかかわりを学ぶべきである」91.2%、「障がいのある子どもの親は、専門機関で子どもの障がい特性を学ぶ必要がある」75.8%が同意していた。障害児の子育ての社会化の質問では「障がいの有無によって子どもの育つ場所を分ける必要はない」56.2%が支持する一方で「障がいのある子どもは保育所や幼稚園よりも専門的療育機関に通うことが重要である」に 32.0%が同意していた。

5. 考察

子育て支援者は子育ての社会化という考え方には同意する一方、子育ての最終責任は親であるという二重の規範を共存させていることが明らかとなった。2016 年の児童福祉法の改正では同法制定以降初めての理念規定の変更がなされ、児童の育成責任について保護者に第一義的責任を負うことを明確にした。社会的な施策のダブルスタンダードが子育て支援者に影響を与え、それが親の葛藤を引き起こす可能性もあり、多次元的な構造での理解が必要であろう。今後は、子育ての社会化と親責任をどのように共存させ、子育て支援者が規範的論理を構築しているかについてインタビュー調査で明らかにする予定である。

なお、本研究は JSPS 科研費 23K02243 の助成を受けている。